







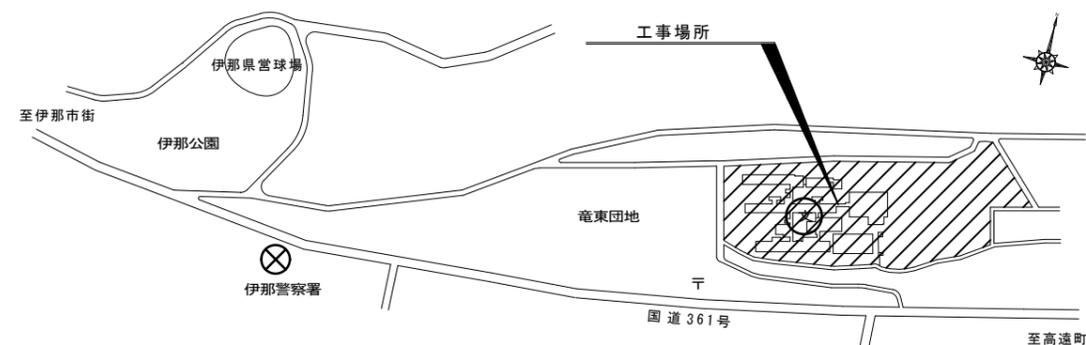


7 塗装改修工事	1. 材料	<p>屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。          ユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量          ※ 規制対象外 第三種</p>																																																																																																																																																							
	2. 下地調整	<p>[7.2.2~7] [表 7.2.1~7]</p> <table border="1"> <tr> <th>下地調整の種類</th> <th>下地調整の種類</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>木部</td> <td>・ R A種 ※ R B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>・ R A種 ※ R B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき面</td> <td>・ R A種 ※ R B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき面 (鋼製建具)</td> <td>※ R B種 ・ R C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モルタル、プaster面</td> <td>・ R A種 ※ R B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート、ALCパネル面</td> <td>・ R A種 ※ R B種</td> <td>(2-UE)、(2-ASE)及び(2-FUE)は除く</td> </tr> </table> <p>[表 7.2.4~6]</p>	下地調整の種類	下地調整の種類	備 考	木部	・ R A種 ※ R B種		鉄鋼面	・ R A種 ※ R B種		亜鉛めっき面	・ R A種 ※ R B種		亜鉛めっき面 (鋼製建具)	※ R B種 ・ R C種		モルタル、プaster面	・ R A種 ※ R B種		コンクリート、ALCパネル面	・ R A種 ※ R B種	(2-UE)、(2-ASE)及び(2-FUE)は除く																																																																																																																																		
	下地調整の種類	下地調整の種類	備 考																																																																																																																																																						
	木部	・ R A種 ※ R B種																																																																																																																																																							
	鉄鋼面	・ R A種 ※ R B種																																																																																																																																																							
	亜鉛めっき面	・ R A種 ※ R B種																																																																																																																																																							
	亜鉛めっき面 (鋼製建具)	※ R B種 ・ R C種																																																																																																																																																							
	モルタル、プaster面	・ R A種 ※ R B種																																																																																																																																																							
	コンクリート、ALCパネル面	・ R A種 ※ R B種	(2-UE)、(2-ASE)及び(2-FUE)は除く																																																																																																																																																						
	3. 塗装塗り	<p>既存モルタル下地面等のひび割れの補修          ※ 行わない ・ 行う (補修範囲及び補修方法は図示)</p> <p>[7.4.2~7.15.2] [表 7.4.1~7.15.1]</p> <table border="1"> <tr> <th>塗 装 の 種 類</th> <th>塗 装 面</th> <th colspan="2">工 程</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>塗替え</th> <th>新規</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">・ 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)</td> <td>木部 (外部)</td> <td>※ B種 [7.4.3]</td> <td>※ A種 [7.4.3]</td> </tr> <tr> <td>木部 (内部)</td> <td>※ B種 [7.4.3]</td> <td>※ B種 [7.4.3]</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>※ B種 [7.4.4]</td> <td>・ A種 ・ B種 [7.4.4]</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>※ B種 [7.4.5]</td> <td>※ B種 [7.4.5]</td> </tr> <tr> <td>鋼製建具</td> <td>※ A種 [7.4.5]</td> <td>※ B種 [7.4.5]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・ アクリル樹脂エナメル塗り (FE)</td> <td>屋内木部</td> <td>[7.6.2]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>[7.6.3]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>[7.6.3]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">・ アクリル樹脂系水分散系塗料塗り (NAD)</td> <td>屋内のコンクリート面、モルタル面</td> <td>※ B種 [7.7.2]</td> <td>※ B種 (18.6.2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・ 新緑性塗料塗り (DP)</td> <td>鉄鋼面</td> <td>・ A種</td> <td>※ A種 [7.8.2]</td> </tr> <tr> <td>上塗り</td> <td>・ B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 1級 (ふっ素樹脂塗料)</td> <td>・ C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 2級 (7/10/10樹脂塗料)</td> <td>[7.8.2]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 3級 (8/10/10樹脂塗料)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼面</td> <td>上塗り</td> <td>・ A種</td> <td>※ A種 [7.8.3]</td> </tr> <tr> <td>・ 1級 (ふっ素樹脂塗料)</td> <td>・ B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 2級 (7/10/10樹脂塗料)</td> <td>・ C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 3級 (8/10/10樹脂塗料)</td> <td>[7.8.3]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート面</td> <td>・ A-1種 ・ A-2種</td> <td>・ A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ B-1種 ・ B-2種</td> <td>・ B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ C-1種 ・ C-2種</td> <td>・ C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[7.8.4]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>押出成形セメント板面</td> <td>・ A-1種 ・ A-2種</td> <td>・ A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ B-1種 ・ B-2種</td> <td>・ B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ C-1種 ・ C-2種</td> <td>・ C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[7.8.4]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">・ つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)</td> <td>屋内木部</td> <td>※ B種 [7.9.3]</td> <td>※ A種 [7.9.3]</td> </tr> <tr> <td>屋内鉄鋼面</td> <td>※ B種 [7.9.4]</td> <td>・ A種 ・ B種 [7.9.4]</td> </tr> <tr> <td>屋内亜鉛めっき鋼面</td> <td>※ B種 [7.9.5]</td> <td>・ A種 ・ B種 [7.9.5]</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面</td> <td>※ B種 [7.9.2]</td> <td>・ A種 ・ B種 [7.9.2]</td> </tr> <tr> <td>モルタル面</td> <td>※ B種 [7.9.2]</td> <td>・ A種 ・ B種 [7.9.2]</td> </tr> <tr> <td>プaster面</td> <td>※ B種 [7.9.2]</td> <td>・ A種 ・ B種 [7.9.2]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・ 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)</td> <td>塗装面</td> <td>※ B種 [7.10.2]</td> <td>・ A種 ・ B種 [7.10.2]</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面</td> <td>※ B種 [7.10.2]</td> <td>・ A種 ・ B種 [7.10.2]</td> </tr> <tr> <td>モルタル面</td> <td>※ B種 [7.10.2]</td> <td>・ A種 ・ B種 [7.10.2]</td> </tr> <tr> <td>プaster面</td> <td>※ B種 [7.10.2]</td> <td>・ A種 ・ B種 [7.10.2]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)</td> <td>屋内コンクリート面、モルタル面、プaster面、せこうボード面</td> <td>・ A種 ※ B種 [7.11.2]</td> <td>・ A種 ・ B種 [7.11.2]</td> </tr> <tr> <td>・ 木部等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)</td> <td>木部</td> <td>・ A種 ※ B種 [7.12.2]</td> <td>・ A種 ※ B種 [7.12.2]</td> </tr> <tr> <td>・ クリアラッカー塗り (CL)</td> <td>木部</td> <td>・ A種 ※ B種 [7.5.2]</td> <td>・ A種 ※ B種 [7.5.2]</td> </tr> <tr> <td>・ オイルステイン塗り (OS)</td> <td>木部</td> <td>[7.13.2]</td> <td>[7.13.2]</td> </tr> <tr> <td>・ 木材保護塗料塗り (WP)</td> <td>木部</td> <td>・ A種 ※ B種 [7.14.2]</td> <td>・ A種 ※ B種 [7.14.2]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種類別</td> <td>※ 1種</td> <td>[7.4.2]</td> </tr> </table>	塗 装 の 種 類	塗 装 面	工 程				塗替え	新規	・ 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	木部 (外部)	※ B種 [7.4.3]	※ A種 [7.4.3]	木部 (内部)	※ B種 [7.4.3]	※ B種 [7.4.3]	鉄鋼面	※ B種 [7.4.4]	・ A種 ・ B種 [7.4.4]	亜鉛めっき鋼面	※ B種 [7.4.5]	※ B種 [7.4.5]	鋼製建具	※ A種 [7.4.5]	※ B種 [7.4.5]	・ アクリル樹脂エナメル塗り (FE)	屋内木部	[7.6.2]		鉄鋼面	[7.6.3]		亜鉛めっき鋼面	[7.6.3]		・ アクリル樹脂系水分散系塗料塗り (NAD)	屋内のコンクリート面、モルタル面	※ B種 [7.7.2]	※ B種 (18.6.2)	・ 新緑性塗料塗り (DP)	鉄鋼面	・ A種	※ A種 [7.8.2]	上塗り	・ B種		・ 1級 (ふっ素樹脂塗料)	・ C種		・ 2級 (7/10/10樹脂塗料)	[7.8.2]		・ 3級 (8/10/10樹脂塗料)			亜鉛めっき鋼面	上塗り	・ A種	※ A種 [7.8.3]	・ 1級 (ふっ素樹脂塗料)	・ B種		・ 2級 (7/10/10樹脂塗料)	・ C種		・ 3級 (8/10/10樹脂塗料)	[7.8.3]		コンクリート面	・ A-1種 ・ A-2種	・ A種		・ B-1種 ・ B-2種	・ B種		・ C-1種 ・ C-2種	・ C種		[7.8.4]			押出成形セメント板面	・ A-1種 ・ A-2種	・ A種		・ B-1種 ・ B-2種	・ B種		・ C-1種 ・ C-2種	・ C種		[7.8.4]			・ つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	屋内木部	※ B種 [7.9.3]	※ A種 [7.9.3]	屋内鉄鋼面	※ B種 [7.9.4]	・ A種 ・ B種 [7.9.4]	屋内亜鉛めっき鋼面	※ B種 [7.9.5]	・ A種 ・ B種 [7.9.5]	コンクリート面	※ B種 [7.9.2]	・ A種 ・ B種 [7.9.2]	モルタル面	※ B種 [7.9.2]	・ A種 ・ B種 [7.9.2]	プaster面	※ B種 [7.9.2]	・ A種 ・ B種 [7.9.2]	・ 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	塗装面	※ B種 [7.10.2]	・ A種 ・ B種 [7.10.2]	コンクリート面	※ B種 [7.10.2]	・ A種 ・ B種 [7.10.2]	モルタル面	※ B種 [7.10.2]	・ A種 ・ B種 [7.10.2]	プaster面	※ B種 [7.10.2]	・ A種 ・ B種 [7.10.2]	・ 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	屋内コンクリート面、モルタル面、プaster面、せこうボード面	・ A種 ※ B種 [7.11.2]	・ A種 ・ B種 [7.11.2]	・ 木部等			・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)	木部	・ A種 ※ B種 [7.12.2]	・ A種 ※ B種 [7.12.2]	・ クリアラッカー塗り (CL)	木部	・ A種 ※ B種 [7.5.2]	・ A種 ※ B種 [7.5.2]	・ オイルステイン塗り (OS)	木部	[7.13.2]	[7.13.2]	・ 木材保護塗料塗り (WP)	木部	・ A種 ※ B種 [7.14.2]	・ A種 ※ B種 [7.14.2]	合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種類別		※ 1種
塗 装 の 種 類	塗 装 面	工 程																																																																																																																																																							
		塗替え	新規																																																																																																																																																						
・ 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)	木部 (外部)	※ B種 [7.4.3]	※ A種 [7.4.3]																																																																																																																																																						
	木部 (内部)	※ B種 [7.4.3]	※ B種 [7.4.3]																																																																																																																																																						
	鉄鋼面	※ B種 [7.4.4]	・ A種 ・ B種 [7.4.4]																																																																																																																																																						
	亜鉛めっき鋼面	※ B種 [7.4.5]	※ B種 [7.4.5]																																																																																																																																																						
	鋼製建具	※ A種 [7.4.5]	※ B種 [7.4.5]																																																																																																																																																						
	・ アクリル樹脂エナメル塗り (FE)	屋内木部	[7.6.2]																																																																																																																																																						
鉄鋼面		[7.6.3]																																																																																																																																																							
亜鉛めっき鋼面		[7.6.3]																																																																																																																																																							
・ アクリル樹脂系水分散系塗料塗り (NAD)	屋内のコンクリート面、モルタル面	※ B種 [7.7.2]	※ B種 (18.6.2)																																																																																																																																																						
	・ 新緑性塗料塗り (DP)	鉄鋼面	・ A種	※ A種 [7.8.2]																																																																																																																																																					
		上塗り	・ B種																																																																																																																																																						
		・ 1級 (ふっ素樹脂塗料)	・ C種																																																																																																																																																						
	・ 2級 (7/10/10樹脂塗料)	[7.8.2]																																																																																																																																																							
	・ 3級 (8/10/10樹脂塗料)																																																																																																																																																								
亜鉛めっき鋼面	上塗り	・ A種	※ A種 [7.8.3]																																																																																																																																																						
・ 1級 (ふっ素樹脂塗料)	・ B種																																																																																																																																																								
・ 2級 (7/10/10樹脂塗料)	・ C種																																																																																																																																																								
・ 3級 (8/10/10樹脂塗料)	[7.8.3]																																																																																																																																																								
コンクリート面	・ A-1種 ・ A-2種	・ A種																																																																																																																																																							
・ B-1種 ・ B-2種	・ B種																																																																																																																																																								
・ C-1種 ・ C-2種	・ C種																																																																																																																																																								
[7.8.4]																																																																																																																																																									
押出成形セメント板面	・ A-1種 ・ A-2種	・ A種																																																																																																																																																							
・ B-1種 ・ B-2種	・ B種																																																																																																																																																								
・ C-1種 ・ C-2種	・ C種																																																																																																																																																								
[7.8.4]																																																																																																																																																									
・ つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	屋内木部	※ B種 [7.9.3]	※ A種 [7.9.3]																																																																																																																																																						
	屋内鉄鋼面	※ B種 [7.9.4]	・ A種 ・ B種 [7.9.4]																																																																																																																																																						
	屋内亜鉛めっき鋼面	※ B種 [7.9.5]	・ A種 ・ B種 [7.9.5]																																																																																																																																																						
	コンクリート面	※ B種 [7.9.2]	・ A種 ・ B種 [7.9.2]																																																																																																																																																						
	モルタル面	※ B種 [7.9.2]	・ A種 ・ B種 [7.9.2]																																																																																																																																																						
	プaster面	※ B種 [7.9.2]	・ A種 ・ B種 [7.9.2]																																																																																																																																																						
・ 合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	塗装面	※ B種 [7.10.2]	・ A種 ・ B種 [7.10.2]																																																																																																																																																						
	コンクリート面	※ B種 [7.10.2]	・ A種 ・ B種 [7.10.2]																																																																																																																																																						
	モルタル面	※ B種 [7.10.2]	・ A種 ・ B種 [7.10.2]																																																																																																																																																						
	プaster面	※ B種 [7.10.2]	・ A種 ・ B種 [7.10.2]																																																																																																																																																						
・ 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	屋内コンクリート面、モルタル面、プaster面、せこうボード面	・ A種 ※ B種 [7.11.2]	・ A種 ・ B種 [7.11.2]																																																																																																																																																						
	・ 木部等																																																																																																																																																								
・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)	木部	・ A種 ※ B種 [7.12.2]	・ A種 ※ B種 [7.12.2]																																																																																																																																																						
・ クリアラッカー塗り (CL)	木部	・ A種 ※ B種 [7.5.2]	・ A種 ※ B種 [7.5.2]																																																																																																																																																						
・ オイルステイン塗り (OS)	木部	[7.13.2]	[7.13.2]																																																																																																																																																						
・ 木材保護塗料塗り (WP)	木部	・ A種 ※ B種 [7.14.2]	・ A種 ※ B種 [7.14.2]																																																																																																																																																						
合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種類別		※ 1種	[7.4.2]																																																																																																																																																						

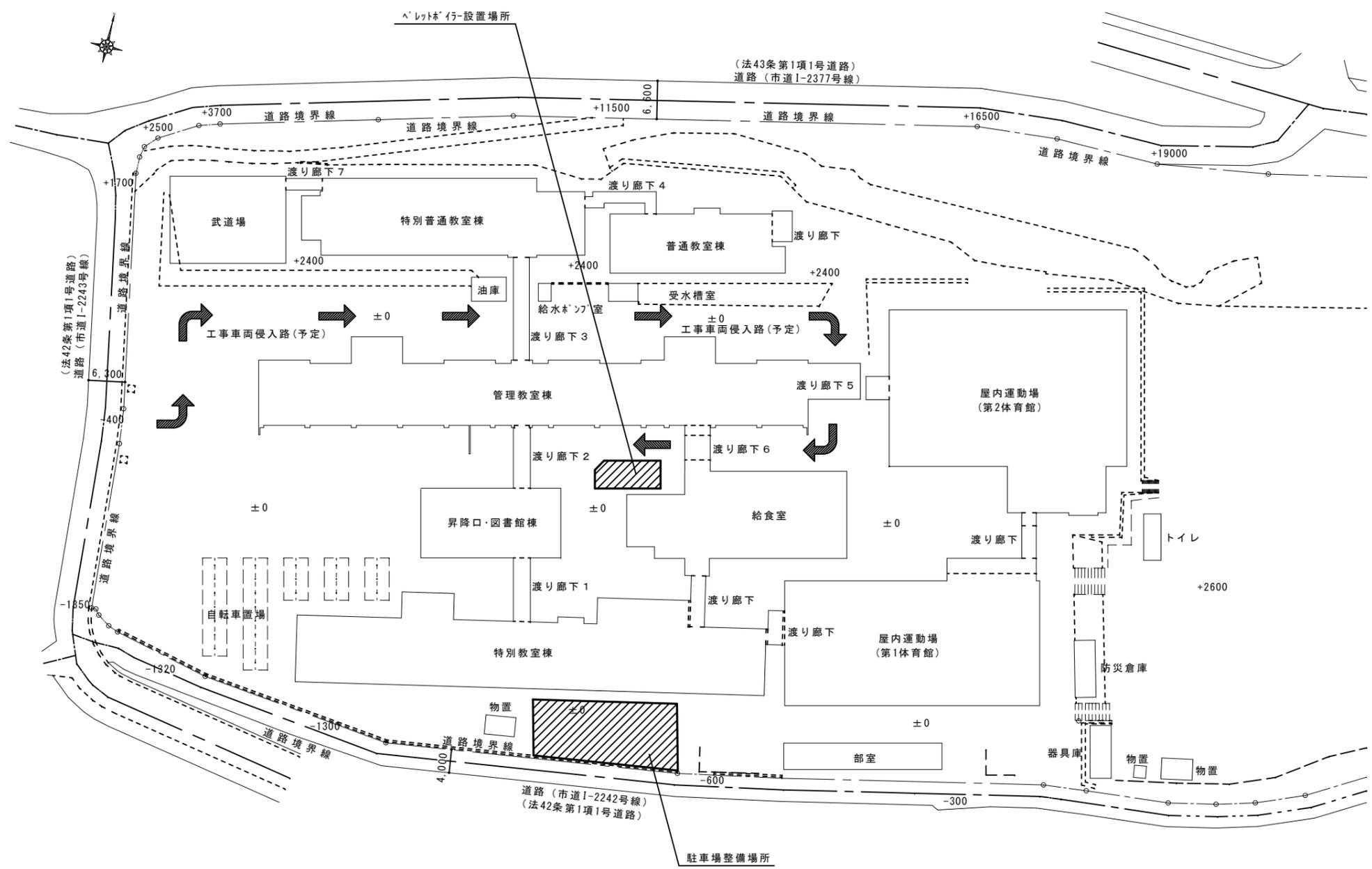
9 環境配慮改修工事	1. アスベスト含有分析調査	<p>分析によるアスベスト含有建材の調査          ・ 行う (下表による) ・ 行わない (緩むしき建材は安定処理を要する) [9.1.1]</p> <table border="1"> <tr> <th>材 料 名</th> <th>調査方法 (1材料あたりの試料数:3サンプル)</th> </tr> <tr> <td>・ 解体除去建材</td> <td>※ 定性分析 ・ 定量分析</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 定性分析 ・ 定量分析</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 定性分析 ・ 定量分析</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※ 定性分析 ・ 定量分析</td> </tr> </table> <p>採取箇所 ※ 図示 ・ 適宜          分析対象 ※ アスベスト 6 種類 (アモサイト、クリソタイト、クロシロイト、アクチノライト、アンソサイト、トリモライト)</p> <p>分析方法 ※ JIS A 1481 「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による          分析結果については、監督職員に提出すること。</p>	材 料 名	調査方法 (1材料あたりの試料数:3サンプル)	・ 解体除去建材	※ 定性分析 ・ 定量分析		※ 定性分析 ・ 定量分析		※ 定性分析 ・ 定量分析		※ 定性分析 ・ 定量分析																																																																								
	材 料 名	調査方法 (1材料あたりの試料数:3サンプル)																																																																																		
	・ 解体除去建材	※ 定性分析 ・ 定量分析																																																																																		
		※ 定性分析 ・ 定量分析																																																																																		
		※ 定性分析 ・ 定量分析																																																																																		
		※ 定性分析 ・ 定量分析																																																																																		
	2. 72 <sup>h</sup> 以上粉じん濃度測定	<p>アスベスト粉じん濃度測定          ・ 行う (測定名称及び測定点は下表による) [9.1.1]</p> <p>測定箇所 ※ 図示</p> <table border="1"> <tr> <th>測定名称</th> <th>測定時期</th> <th>測定場所</th> <th>測定点 (各施工箇所ごと)</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>・ 測定 1</td> <td></td> <td>処理作業室内</td> <td>各 点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 2</td> <td>処理作業前</td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>計 点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 3</td> <td></td> <td>処理作業室内</td> <td>各 点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 4</td> <td>処理作業中</td> <td>排気口・排気口</td> <td>各 点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 5</td> <td></td> <td>負圧・除じん装置の排出口 (処理作業室外の場合)</td> <td>各 点</td> <td>除じん装置の性能確認</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 6</td> <td></td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>計 点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 7</td> <td>処理作業後 (シート養生中)</td> <td>処理作業室内</td> <td>各 点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 8</td> <td></td> <td>施工区画周辺又は敷地境界</td> <td>計 点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 9</td> <td>処理作業後シート</td> <td>処理作業室内</td> <td>各 点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>・ 測定 10</td> <td>撤去後1週間以降</td> <td>調査対象室外部の付近</td> <td>計 点</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>アスベスト粉じん濃度測定方法          アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粉粒子測定方法-第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。          測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。</p> <table border="1"> <tr> <th>測定 3</th> <th>測定 1,2,4,6,7,8,9,10</th> <th>測定 5</th> </tr> <tr> <td>計数機器</td> <td>位相差顕微鏡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ノズル径</td> <td>25 mm</td> <td>47 mm</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>1 l/min</td> <td>5 l/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>5 min</td> <td>120 min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td>アセトントリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法</td> <td>240 min</td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td>総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td>直径 3.0-0.3µm 未満、長さ 5µm 以上、長さ直径比 3:1 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>50 f/l</td> <td>0.5 f/l</td> </tr> </table> <p>報告書の作成 (記録する項目)          ア、測定結果          イ、測定時間          ウ、測定位置 (測定高さとともに図面に記載する。)          エ、サンプリング条件 (メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量)          オ、マウンティング方法          カ、顕微鏡視野面積、計数視野数          キ、測定時 (各測定場所ごと) 天候、温度、湿度、外気の風速及び風向</p>	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備 考	・ 測定 1		処理作業室内	各 点	—	・ 測定 2	処理作業前	施工区画周辺又は敷地境界	計 点	—	・ 測定 3		処理作業室内	各 点	—	・ 測定 4	処理作業中	排気口・排気口	各 点	空気の流れを確認	・ 測定 5		負圧・除じん装置の排出口 (処理作業室外の場合)	各 点	除じん装置の性能確認	・ 測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	計 点	—	・ 測定 7	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	各 点	—	・ 測定 8		施工区画周辺又は敷地境界	計 点	—	・ 測定 9	処理作業後シート	処理作業室内	各 点	—	・ 測定 10	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	計 点	—	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8,9,10	測定 5	計数機器	位相差顕微鏡		ノズル径	25 mm	47 mm	試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min	試料の吸引時間	5 min	120 min	試料の透明化	アセトントリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法	240 min	計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野		計数アスベスト	直径 3.0-0.3µm 未満、長さ 5µm 以上、長さ直径比 3:1 以上		定量限界	50 f/l	0.5 f/l
	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備 考																																																																															
	・ 測定 1		処理作業室内	各 点	—																																																																															
	・ 測定 2	処理作業前	施工区画周辺又は敷地境界	計 点	—																																																																															
・ 測定 3		処理作業室内	各 点	—																																																																																
・ 測定 4	処理作業中	排気口・排気口	各 点	空気の流れを確認																																																																																
・ 測定 5		負圧・除じん装置の排出口 (処理作業室外の場合)	各 点	除じん装置の性能確認																																																																																
・ 測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	計 点	—																																																																																
・ 測定 7	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	各 点	—																																																																																
・ 測定 8		施工区画周辺又は敷地境界	計 点	—																																																																																
・ 測定 9	処理作業後シート	処理作業室内	各 点	—																																																																																
・ 測定 10	撤去後1週間以降	調査対象室外部の付近	計 点	—																																																																																
測定 3	測定 1,2,4,6,7,8,9,10	測定 5																																																																																		
計数機器	位相差顕微鏡																																																																																			
ノズル径	25 mm	47 mm																																																																																		
試料の吸引流量	1 l/min	5 l/min																																																																																		
試料の吸引時間	5 min	120 min																																																																																		
試料の透明化	アセトントリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法	240 min																																																																																		
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野																																																																																			
計数アスベスト	直径 3.0-0.3µm 未満、長さ 5µm 以上、長さ直径比 3:1 以上																																																																																			
定量限界	50 f/l	0.5 f/l																																																																																		
3. 72 <sup>h</sup> 以上含有吹付け材の除去 (レベル1)	<p>アスベスト含有吹付け材の除去 [9.1.3]          ・ 行う 除去方法は 9.1.3 による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様とする。          除去物及び汚染物質等          処理方法          ※ 密封処理 (二重袋梱包)          隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。          ・ セメント固化</p>																																																																																			
4. 72 <sup>h</sup> 以上含有保温材等の除去 (レベル2)	<p>アスベスト含有保温材の除去 [9.1.4]          ・ 行う          作業上の隔離          ・ 行う          ・ 行わない</p>																																																																																			
5. 72 <sup>h</sup> 以上含有成形板の除去 (レベル3)	<p>アスベスト含有成形板の除去 [9.1.5]          ・ 行う ・ 対象物有れば行う</p>																																																																																			
6. 外断熱改修工事	<p>断熱材の種類</p> <table border="1"> <tr> <th>材 料 名</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td>・ ビーズ法ポリスチレンフォーム (ノンフロン) [G]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 押出法ポリスチレンフォーム A種 (ノンフロン) [G]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 硬質ウレタンフォーム (ノンフロン) [G]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ フェノールフォーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ロックウール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ グラスウール</td> <td></td> </tr> </table> <p>外装材の種類 [9.3.2]          ・ 防火性能</p> <p>既存外壁の仕上材の撤去 ・ 有り ・ なし [9.3.3]          下地の清掃及び下地調整 ※断熱材製造所の指定する仕様</p>	材 料 名	厚さ (mm)	・ ビーズ法ポリスチレンフォーム (ノンフロン) [G]		・ 押出法ポリスチレンフォーム A種 (ノンフロン) [G]		・ 硬質ウレタンフォーム (ノンフロン) [G]		・ フェノールフォーム		・ ロックウール		・ グラスウール																																																																						
材 料 名	厚さ (mm)																																																																																			
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム (ノンフロン) [G]																																																																																				
・ 押出法ポリスチレンフォーム A種 (ノンフロン) [G]																																																																																				
・ 硬質ウレタンフォーム (ノンフロン) [G]																																																																																				
・ フェノールフォーム																																																																																				
・ ロックウール																																																																																				
・ グラスウール																																																																																				
7. ガラス改修工事	<p>通気層 ・ 有り ( mm ) ・ なし [9.3.4]          試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し監督職員の承認を受ける          特記無き事項は、製造所の仕様による。          複層ガラスの厚さ 建具表による [9.4.2]          断熱性・日射減へい性による区分 ※ U3-1 ・ U3-2</p>																																																																																			
8. 屋上緑化改修工事 [G]	<p>植栽基盤及び材料 [9.6.1]          ※屋上緑化軽量システム          芝及び地被類の樹種並びに種類等 ※ 図示          見切材、舗装材、水抜き管、マルチング材等 ※ 図示</p>																																																																																			

9 透水性アスファルト舗装改修工事 [G]	<p>透水性アスファルト舗装改修工事 [G] [9.7.4] [表 9.7.5]</p> <p>路盤材料          ※再生クラッシュラン (RC-40) [G]          ・ クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-40) [G]          ・ クラッシュラン (C-40)          透水性の高いものを使用する          路盤の締固め度試験 ※ 行わない [9.7.3] [表 9.7.1]          道断層及び床土抑制層の材料          ・ 道断層 ※ 川砂、海砂又良質な山砂          厚さは図示          ・ 床土抑制層 ※ 再生クラッシュラン [G] ・ クラッシュラン 切り込み砂利 ・ 砂          厚さは図示          盛り土に用いる材料 [9.7.3] [表 9.7.1]          ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土 [G]          路床安定処理 [9.7.3] [表 9.7.3]          ※添加材料による安定処理          種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメント B種 [G]          ・ 高炉セメント B種 [G]          ・ 生石灰 ( ) ・ 消石灰 ( )          添加量 kg/m (自標OR ※5以上 )          路床土の支持力比試験 ※ 行う (※乱した土 ・ 乱さない土)          路床締固め度の試験 ※ 行う          砂の粒度試験 ※ 行う          透水性アスファルト混合物 [9.7.3] [表 9.7.7]          車道部 ※ ポリマー改質アスファルト I 型          歩道部 ※ ストレートアスファルト          透水性アスファルト混合物等の抽出試験 ※ 行わない ・ 行う [9.7.9]          第一判定          現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及びPCB含有分析の要否を判定する          採取箇所数 計 箇所          採取箇所 ※ 図示          第二判定          専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う          分析箇所数 計 箇所          除去処理工事          除去範囲 ※ 図示          撤去方法 「標準施工要領書 (日本シーリング工業会共同組合連合会/日本シーリング工業会)」による</p>	
	10. PCB含有シーリング材処分	<p>PCB含有シーリング材処分</p>

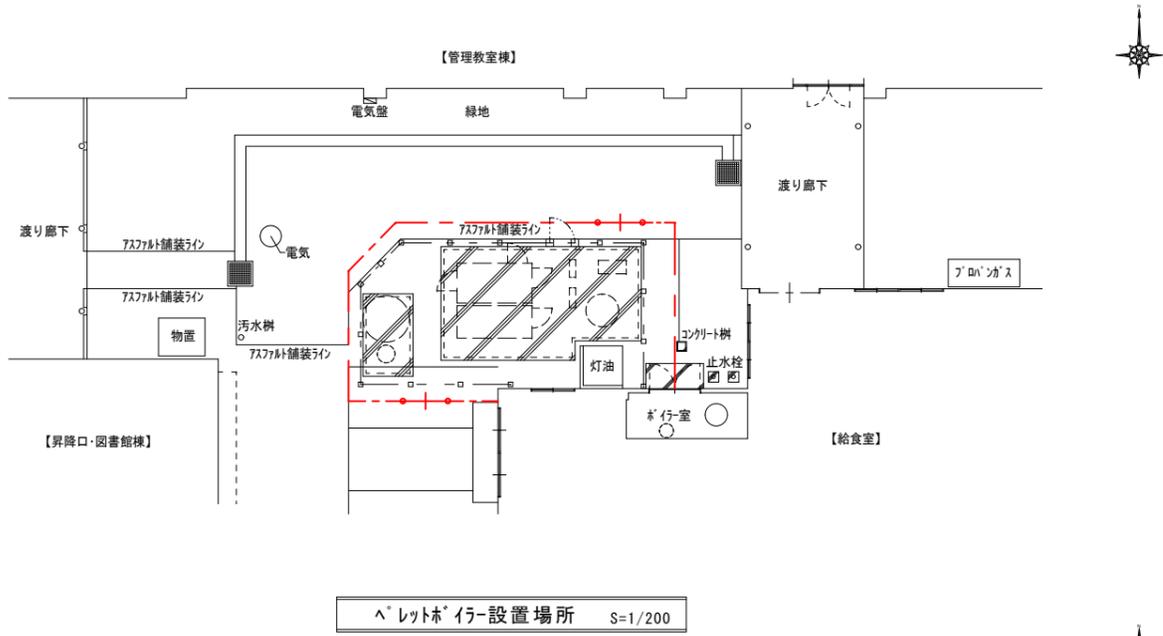
工事概要			
工事名称	令和7年度 東部中学校給食調理場 ペレットボイラー設置工事		
地名地番	伊那市日影5749番地		
用途地域	第2種中高層住居地域	道路幅員	
防火地域	22条地域	接道長さ	
建ぺい率		主要用途	学校
容積率		建築規模	
都市計画区域	内	外	



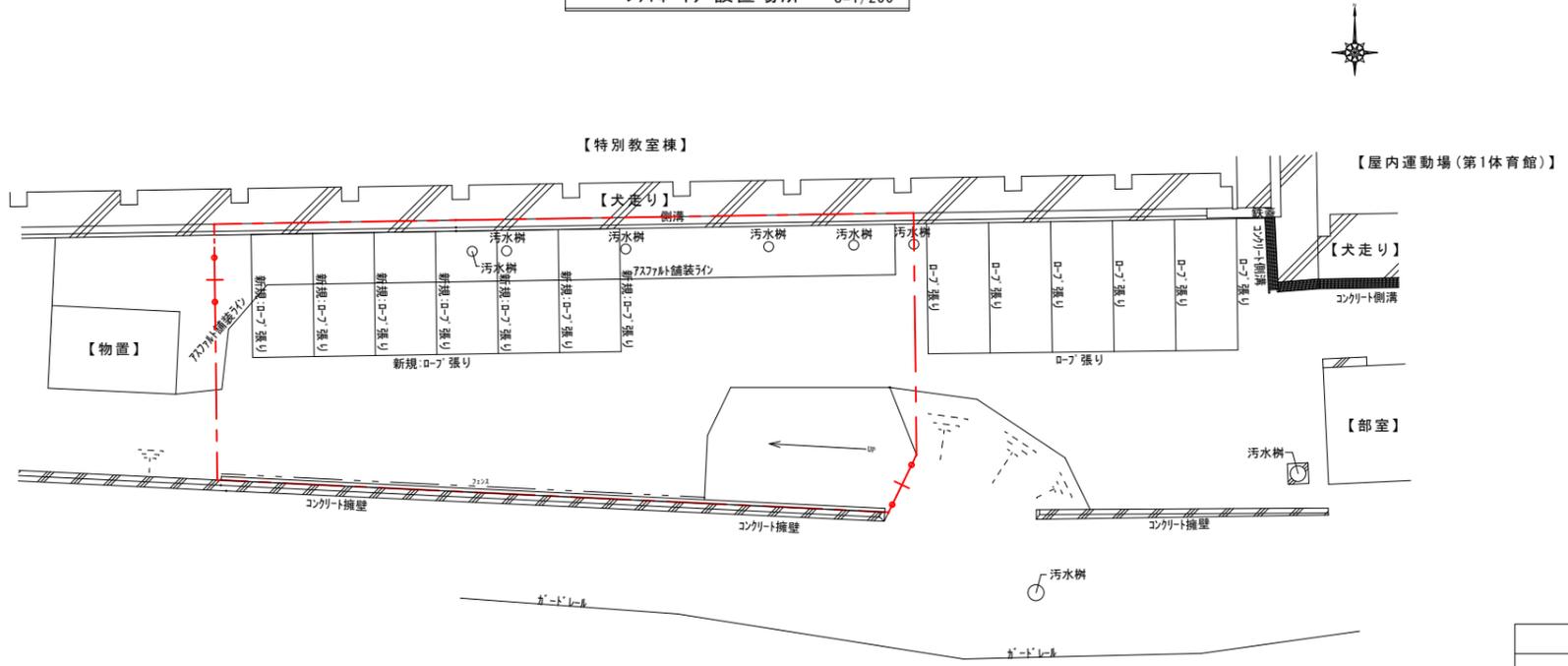
案内図



配置図 S=1/600

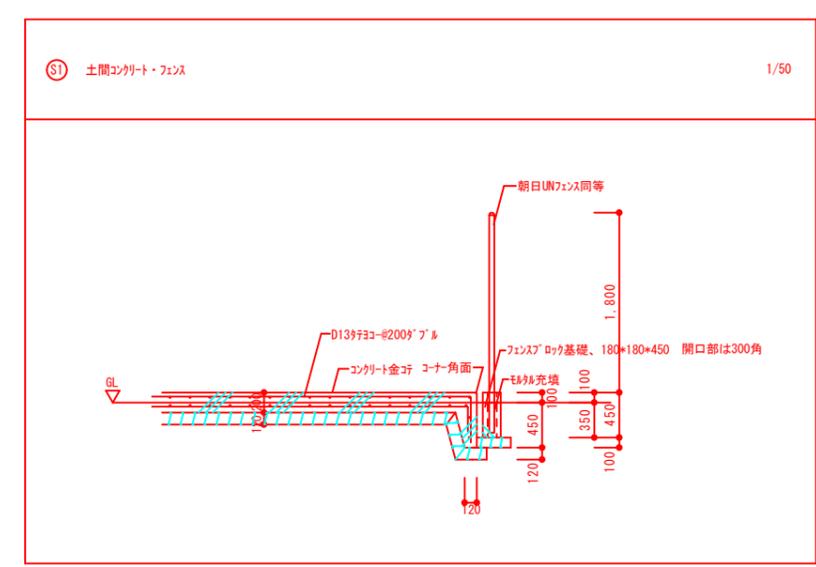
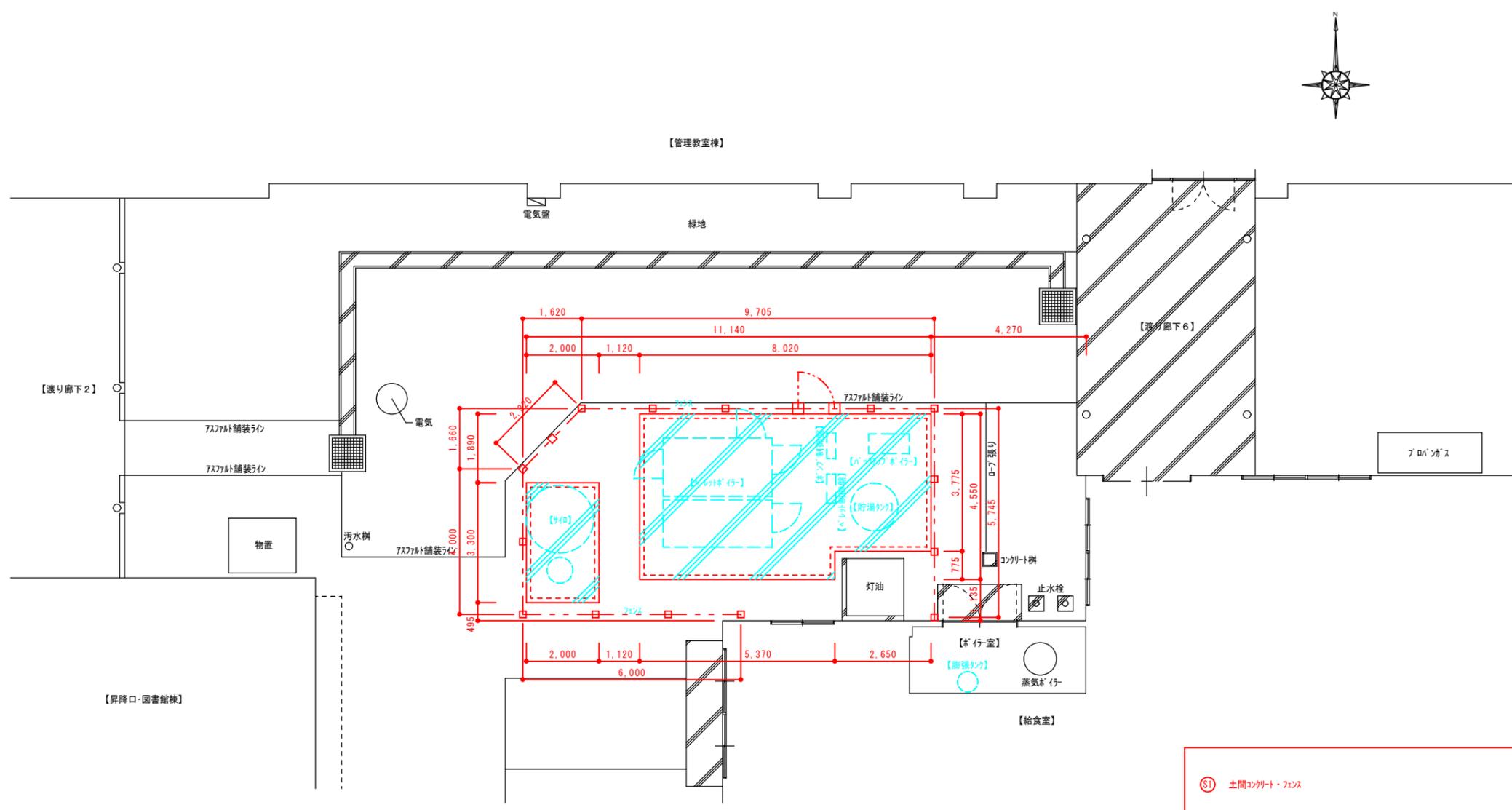


ペレットボイラー設置場所 S=1/200

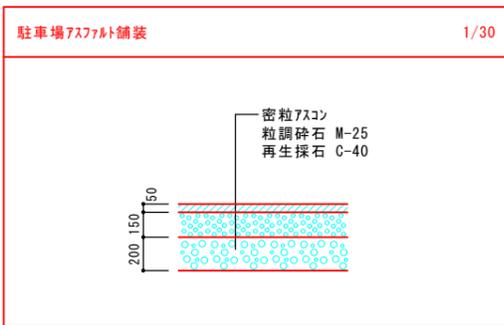
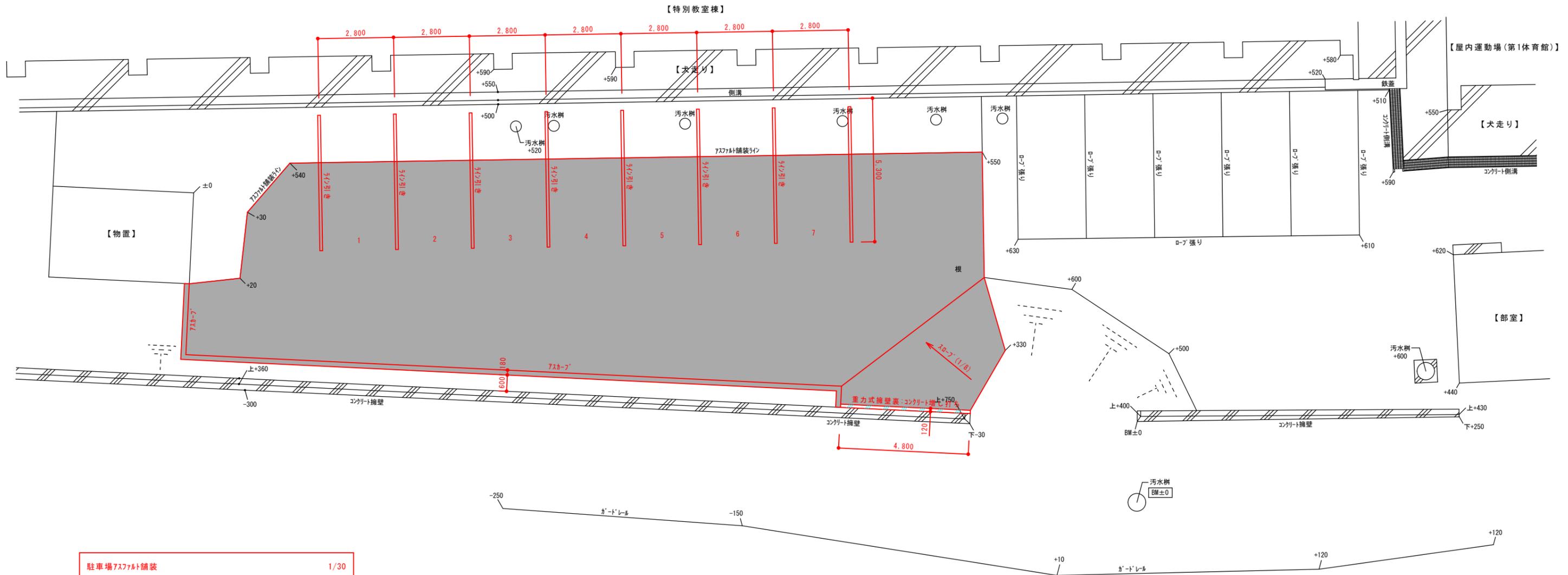


駐車場整備場所 S=1/200

仮設リスト					
	番号	図示	内容	仕様	数量
外部	①	---	オレンジネット仮囲い	2ヶ月	102m
	②	---	ハリケードガラコロン	2ヶ月	8m







■ 駐車場アスファルト舗装範囲を示す

改修駐車場平面図 S=1/100

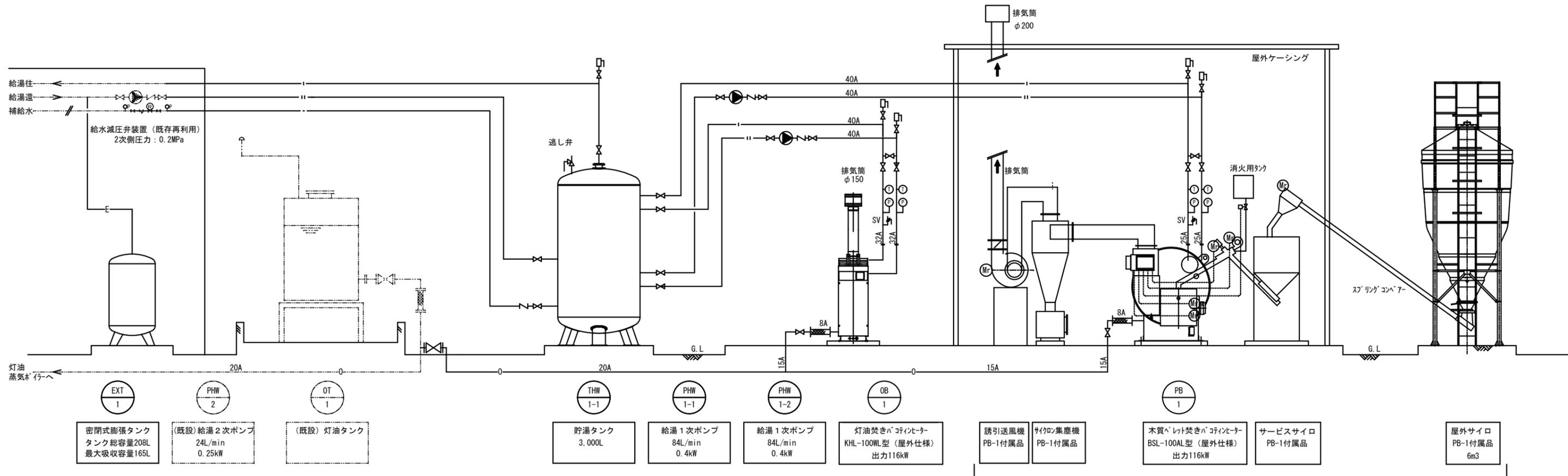


撤去機器仕様一覧表

機器番号	名称	仕様	電気容量			台数	設置場所	備考
			φ	V	KW			
BHW	給湯ボイラー	型式 : 油炊き温水ボイラー 燃料消費量 : 17.8 L/h 能力 : 定格出力 151 KW 缶体保有水量 : 1,050 L 給湯能力 : 3,250 L/h	3	200	0.46	1	ボイラー室	AST-1301
TE	膨張タンク	型式 : 給湯用密閉型 タンク容量 : 121.1 L 許容有効容量 : 43.0 L 最高使用圧力 : 2.0 kgf/? 最大使用受水量 : 39.0 L 参考寸法 : 380φ × 1,170H	-	-	-	1	ボイラー室	ST-60V
PHW-2	給湯循環ポンプ 再利用	型式 : ステンレス製ラインポンプ 能力 : 25 A x 24 L/min x 10 mH2o 付属品 : 標準付属品一式	1	100	0.25	1	ボイラー室	25LPS

改修機器仕様一覧表

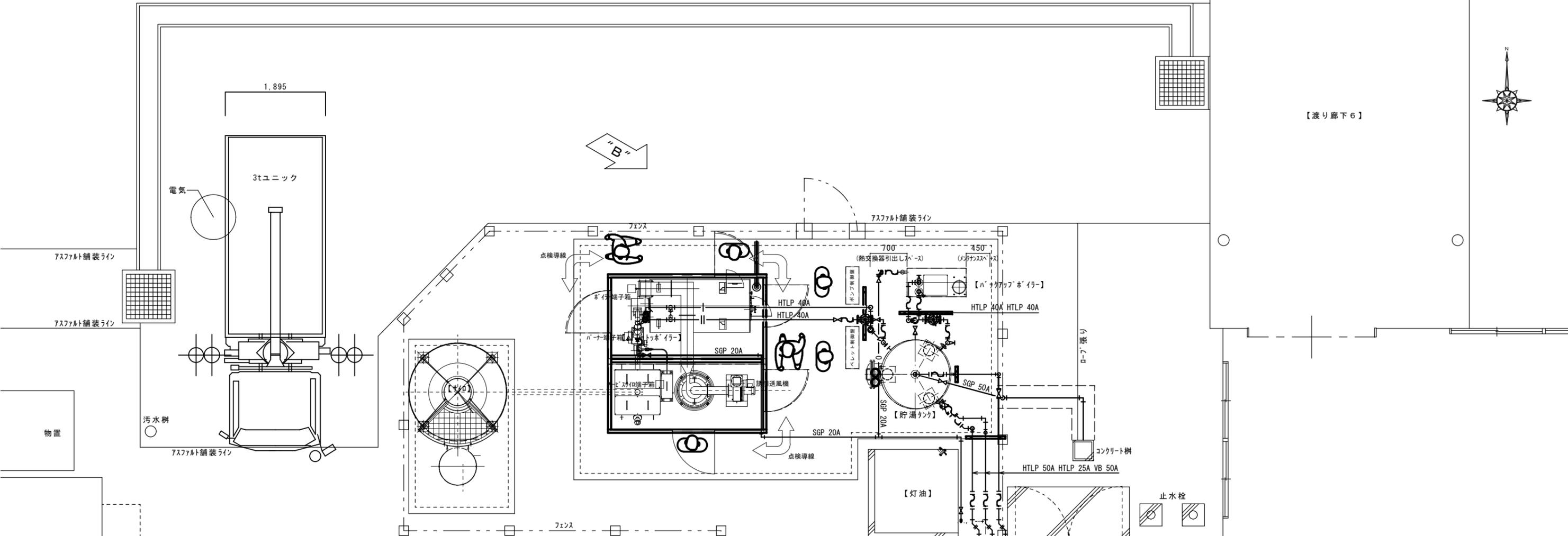
機器番号	名称	仕様	電気容量			台数	設置場所	備考
			φ	V	KW			
THW-1	貯湯タンク	型式 : ステンレス製 使用圧力 : 0.49 MPa 能力 : 3,000 L 材質 : SUS444 付属品 :	-	-	-	1	屋外	参考型番 TS-V-30C
PB-1	ペレットボイラー	型式 : 木質バイオマス焚き 燃料消費量 : 26.1 kg/h 出力 : 116KW 循環量 : 37 L/min (20°C→65°C) 伝熱面積 : 7.5 m <sup>2</sup> 付属品 : サイロ6m3, バコパヤ、ボイラー制御盤、ポンプ制御盤 屋外ケーシング 他標準付属品一式	3	200	2.18	1	屋外	参考型番 BSL-100AL コンクリート基礎建築工事 煙突工事ボイラー工事
OB-1	灯油ボイラー (バコパヤボイラー)	型式 : 灯油焚真空式温水機1回路屋外設置型 灯油消費量 : 13.4 L/h 出力 : 116KW 給湯量 : 83.3L/min (40°C→60°C) 伝熱面積 : 2.8m <sup>2</sup> 付属品 : 排気トップ、 他標準付属品一式	1	100	0.54	1	屋外	参考型番 KHL-100WL コンクリート基礎建築工事 煙突工事ボイラー工事
EXT-1	膨張タンク	型式 : ステンレス製密閉式給湯用 第二種圧力容器 タンク総容量 : 208 L 封入圧力 : 0.2 Mpa-G 最大吸収容量 : 165 L	-	-	-	1	ボイラー室	参考型番 AFU-200NX
PHW-1-1	給湯1次ポンプ (ペレットボイラー用)	型式 : ステンレス製ラインポンプ 能力 : 32 A x 84 L/min x 10 m 付属品 : 標準付属品一式	1	100	0.4	1	屋外	参考型番 PSS2326-0.4S
PHW-1-2	給湯1次ポンプ (灯油ボイラー用)	型式 : ステンレス製ラインポンプ 能力 : 32 A x 84 L/min x 10 m 付属品 : 標準付属品一式	1	100	0.4	1	屋外	参考型番 PSS2326-0.4S
PHW-2	給湯循環ポンプ 再利用	型式 : ステンレス製ラインポンプ 能力 : 25 A x 24 L/min x 10 mH2o 付属品 : 標準付属品一式	1	100	0.25	1	ボイラー室	25LPS



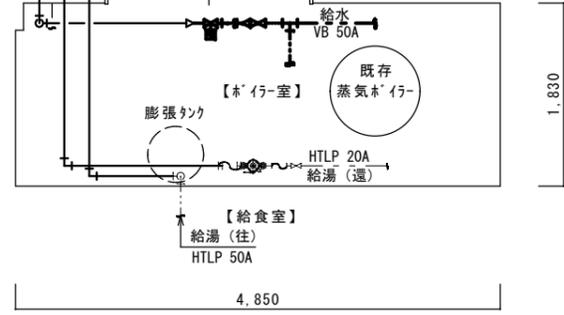
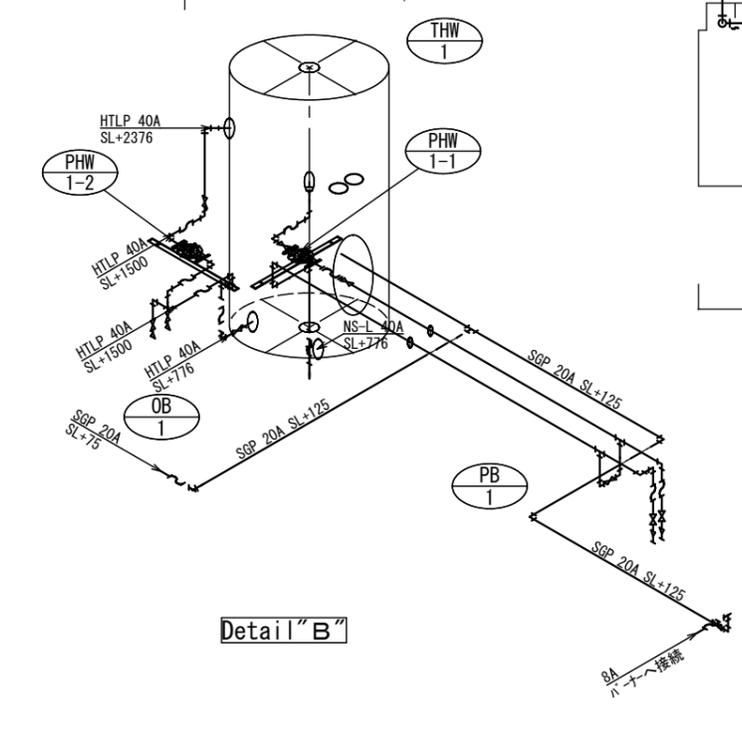
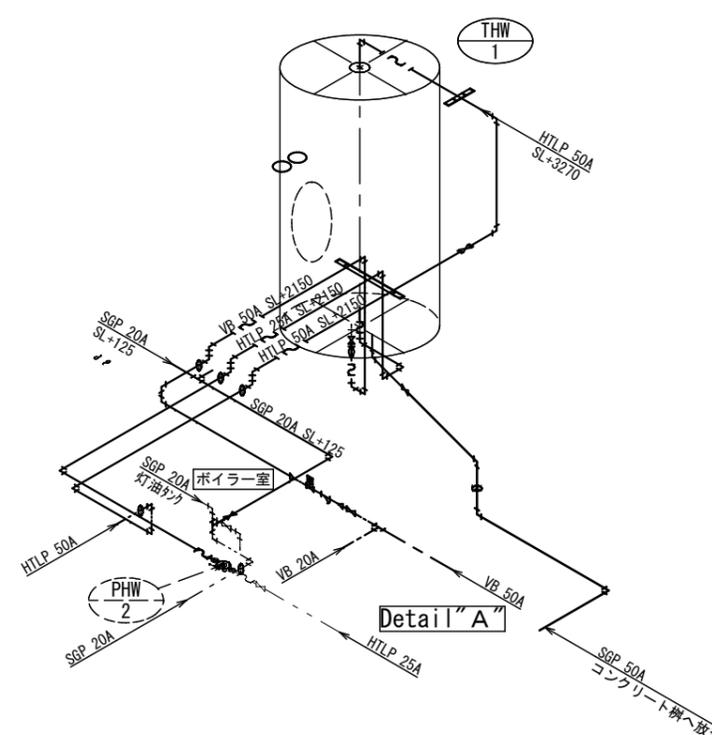
緑地

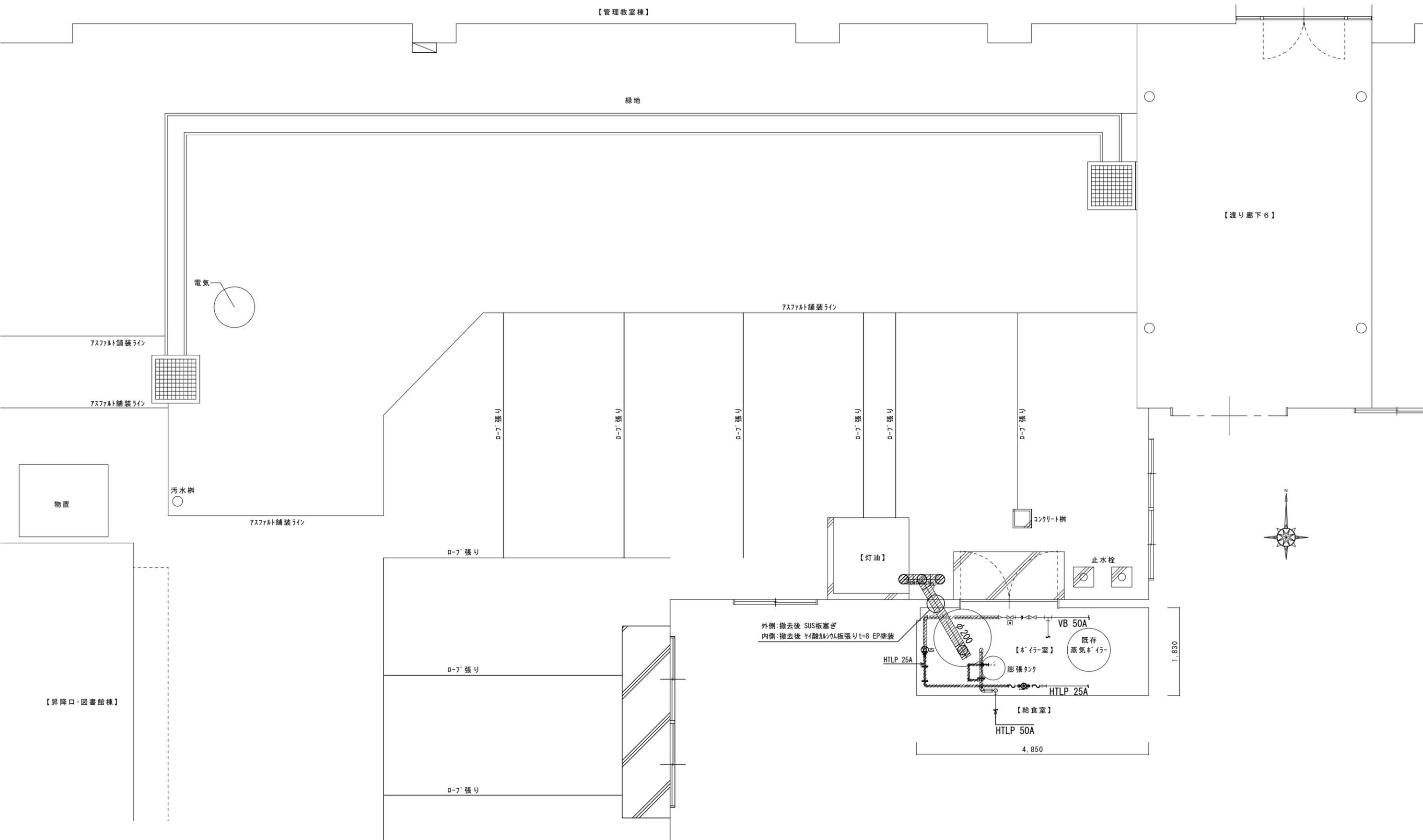


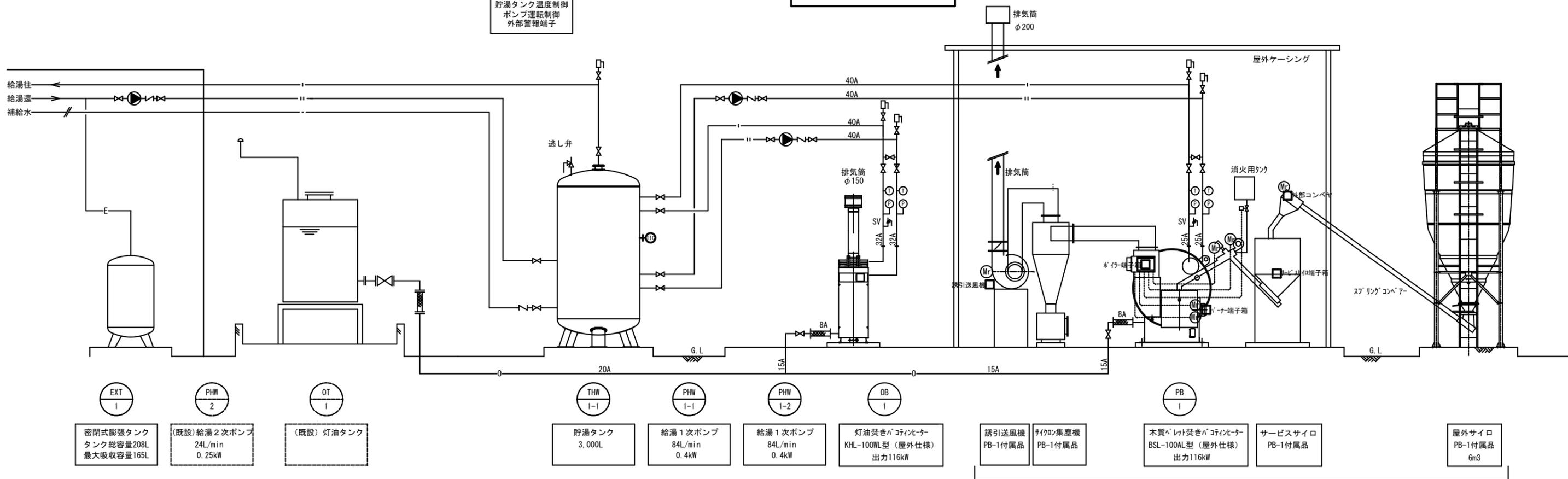
【渡り廊下6】



【昇降口  
図書館棟】







# 1 工事概要

1 工事場所	伊那市日影5749番地
--------	-------------

2 建物概要					
建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考

# 3 工事種目

(○印のついたものを適用する。)

工事種目	項目	建物別及び屋外			
電灯設備		○			
動力設備	幹線、分岐				
電熱設備	幹線、分岐				
雷保護設備					
受変電設備					
電力貯蔵設備					
静止形電源設備					
発電設備					
構内情報通信網設備					
構内交換設備					
情報表示設備					
映像・音響設備					
拡声設備					
誘導支援設備					
テレビ共同受信設備					
監視カメラ設備					
駐車場管制設備					
防犯・入退室管理設備					
自動火災報知設備					
自動閉鎖設備					
非常警報設備					
ガス漏れ警報設備					
中央監視制御設備					
昇降機設備					

# 4 図面目録

番号	図面名称	番号	図面名称
1	電気設備工事特記仕様書	21	
2	電気設備配置図	22	
3		23	
4		24	
5		25	
6		26	
7		27	
8		28	
9		29	
10		30	
11		31	
12		32	
13		33	
14		34	
15		35	
16		36	
17		37	
18		38	
19		39	
20		40	

# II 工事仕様

- 1 共通仕様
- 図面及び特記仕様書に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁審議部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。),「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)&「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準図」という。)による。
  - 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

# 2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

- 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	特記事項																
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。																
② 機材の品質・性能証明	下表に示す材料・機材等(○印のもの)の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承諾を受ける。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>材料・機材名</td> <td>材料・機材名</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>○ その他、監督職員の指示によるもの</td> </tr> <tr> <td>○ (注)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材</td> <td></td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</li> <li>生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。</li> <li>安定的な供給が可能であること。</li> <li>法令等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。</li> <li>製造または施工の実績があり、その信頼性があること。</li> <li>販売、保守等の営業体制が整えられていること。</li> </ol> <p>本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>合板、木質系フローリング、構造用パネル、集材材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</li> <li>保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びビスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</li> <li>接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</li> <li>塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</li> <li>上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</li> </ol> <p>なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のもの、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のもの、原則として規制対象外のものを使用するものとする。</p> <p>ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。</p> <p>また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>ホルムアルデヒドの放散量</td> <td>該当する建築材料</td> </tr> <tr> <td>規制対象外</td> <td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td> </tr> <tr> <td>第三種</td> <td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE○規格品 ④旧JASのF○規格品</td> </tr> </table>	材料・機材名	材料・機材名	・	・	・	・	・	○ その他、監督職員の指示によるもの	○ (注)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材		ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料	規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE○規格品 ④旧JASのF○規格品
材料・機材名	材料・機材名																
・	・																
・	・																
・	○ その他、監督職員の指示によるもの																
○ (注)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材																	
ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料																
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																
第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE○規格品 ④旧JASのF○規格品																
4 施工条件明示項目	○公共建築工事積算基準の解説(設備工事編)「執務並行改修」																
5 電気保安技術者	工事現場の電気工作物(電路、自動扉、自動シャッター、電動機等も含む)の保安業務を行うものとする。																
6 電気工事士	契約電力500kWh以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。																
⑦ 実施工程表及び施工計画書	(1)実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2)工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。																
⑧ 使用材料発注先調査	使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調査を作成し提出する。																
⑨ 発生材の処理	(1)引渡しを要するもの ○無 ・有 ( ) (2)引渡しを要するもの以外 ○構外搬出し、関係法令により適切に処理をする。 (3)特別生産産業廃棄物 ・無 ・有 (PCB使用機器:関連法令により適切に処理し建物管理者に引き渡す。) (4)再利用又は再資源化を図るもの ・無 ・有 (・廃蛍光管 ・コンクリート・木材・アスファルト・金属くず・ダンボール類 )																
10 監督員事務所	・設けない ・設ける(規模: ) ・備品( )																
⑩ 工所用仮設物	すべて請負者の負担とする。 構内に作ることが ○できる ・できない																
⑪ 足場・さん積類	○別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。 ・本工事で設置する。 ・内部仮設足場等(・架台足場 ・移動式足場 ・移動式室内足場 ) ・外部足場 ( ・A種 [施工箇所面に枠組足場を設ける。] ・B種 [施工箇所面に単管本足場を設ける。] ・C種 [仮設ゴンドラを使用する。] ・D種 [移動式足場を使用する。] )																
13 工所用電力・水・その他	本工事に必要な工所用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。																

項目	特記事項																																											
14 工事写真	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。																																											
⑬ しゅん工時提出物	別添「伊那市営繕工事に係る提出書類等一覧表」及び監督職員の指示による。																																											
16 再使用機器	取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。																																											
17 耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2005版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1)設計用水平地震力 機器の重量[kgf]に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。																																											
	設計用標準水平地震度 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">上層階、屋上及び塔屋</td> <td>機 器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>水槽類(※1)</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機 器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地下・1階</td> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類(※1)</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table> <p>(※1)水槽類にはオイルタンク等を含む。 ◎重要機器の定義は次による。 ・受変電設備 ・発電設備 ・直流電源設備 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・自動火災報知受信機 ・中央監視装置 ◎上層階の定義は次による。 2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 (2)設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 (1)重要機器類は公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)8章の2節8.2.4及び10節による。 (2)上記以外の機器類は建築工事改修仕様書6章による。 (引抜き試験を ・実施する ・実施しない ) 電線等が、防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合の施工状況について、貫通個所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。 (1)EM-EEFは紫外線による劣化を抑制する性能を持たせ、「アイシールドEM-EEF」と表記されたものを使用する。 (2)EM-UTPはJISX5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの。 埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。 長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆軟線を挿入する。 下記の露出配管は塗装を行う。 ・屋外 ( ) ・屋内 ( ) ・A種 [山砂の類:水締め、機器による締固め] ・B種 [掘り切土中の良質土:機器による締固め] ・C種 [他現場の建設発生土中の良質土:機器による締固め] ・D種 [再生コンクリート砂:水締め、機器による締固め] ・管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める ・構外搬出処理 ・構内の指定場所に敷き均し (1) 地中線路には、ケーブル埋設票をもうける。 ○鉄製 ・コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっても地中線路設標識シートを敷設する。 (3) 配管埋設幅が750mmを超える場合は、地中線路設標識シートは2条以上敷設する。 (1) 露出するブルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。 (2) 露出するブルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ○金属製 ・樹脂製 ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を実装しないプレートには、用途を明示した略標をつける。 タンブラスイッチは運用形とする。 壁付けコンセント(2P15A)は原則として運用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用して良い。また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 ・測定場所: ・各室(測定箇所数 箇所) ・廊下 ・階設用 途: ・非常用照明 ・一般照明 ・学校施設における室内照度測定(測定教室: 個所、測定黒板面: 個所) ※教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面9か所で測定する (1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 端子盤には、線番表・結線表を備え付ける。 長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 &lt;資材&gt; ・照明制御システム ・変圧器 ( ) &lt;建設機器&gt; ・排ガス対策型建設機器 ・低騒音型建設機器 工事区分表(平成 年版)による。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議する。 保険等の各種措置及び電子納品については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。(長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書) ・ 施工制約条件</p>	設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中間階	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			特定の施設		一般の施設																																						
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																							
上層階、屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																							
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																							
中間階	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																							
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
地下・1階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																							
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
21 予備配管																																												
22 呼び線																																												
23 金属製電線管の塗装																																												
24 埋め戻し土																																												
25 建設発生土の処理																																												
⑭ ケーブル埋設票																																												
⑯ ブルボックス																																												
⑰ フラッシュプレート																																												
29 プレートの用途表示																																												
30 配線器具																																												
⑳ 機器への接続																																												
32 照度測定																																												
33 盤類																																												
34 グリーン購入の推進																																												
35 他工事又は他工種との取り合い																																												
36 その他及び電子納品																																												
37 その他																																												

# 3 ハンドホール

下表による。(様子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。)  
ブロックハンドホール(寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう。)  
・コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。  
・ブロックの仕様は国土交通省仕様準ずるものとする。  
・ハンドホールにノックアウト部分を設けてはならない。  
・配管貫通部は、原則として積巻きコナット(F=18M/mm以上)とし、差し筋D10タテヨコ@200で補強する。  
・補強方法については、あらかじめ監督職員にハット&M製作図を提出して承諾を受けて施工する。

ハンドホール No.-	1,500×1,500×1,500D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,740以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No.-	1,200×1,200×1,500D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,700以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No.-	1,000×1,000×1,400D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,600以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No.-	1,000×1,000×1,100D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,300以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No.-	1,000×1,000×900D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No.-	900×900×1,100D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,260以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No.-	900×900×900D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底部 GL-1,060以上 (既製足付)
ハンドホール No.-	600×600×680D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	(既製足付)
ハンドホール No.-	450×450×680D 蓋 WPM-45B (Eマーク入)	※積載帯等車道の通行の恐れがない場所、収容ケーブルが少ない場所に限る

# 4 接地種

下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

A 種 接地	鋼板1.5t×900×900 リード端子付 塔剛埋戻中心深さ	補助接地棒(連結式10φ×1,500) 2m 埋設標(黄銅製又はステンレス製)
B 種 接地	鋼板1.5t×600×600 リード端子付 塔剛埋戻中心深さ	補助接地棒(連結式10φ×1,500) 2m 埋設標(黄銅製又はステンレス製)
C 種 接地	鋼板1.5t×300×300 リード端子付 塔剛埋戻中心深さ	補助接地棒(連結式10φ×1,500) 1.5m 埋設標(黄銅製又はステンレス製)
D 種 接地	接地棒(10φ×1,500)	リード端子付 打ち込み式埋設標(黄銅製又はステンレス製)

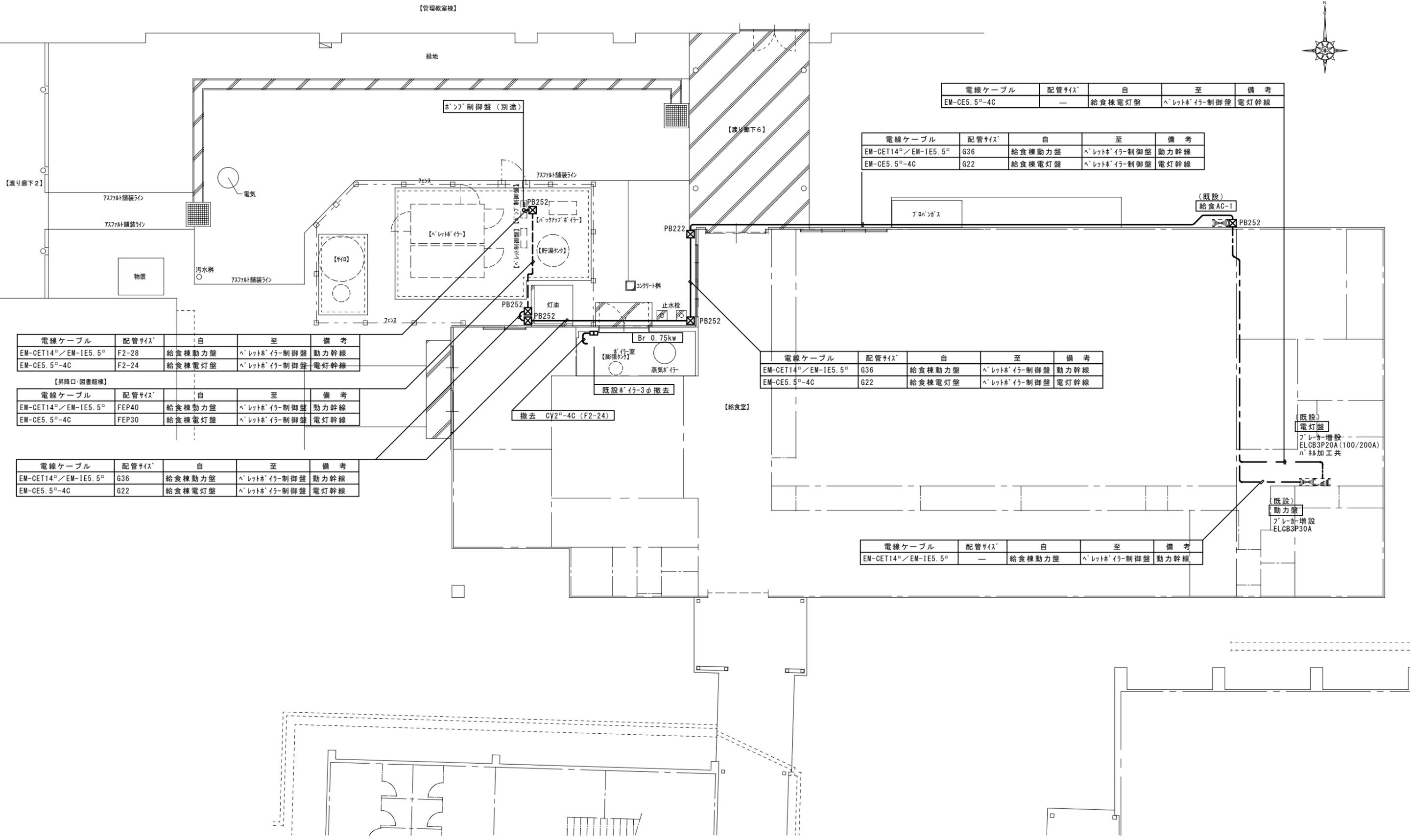
# 5 機器取付高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

名称	測点	取付高(mm)	名称	測点	取付高(mm)
共通	取引用計器	地上~上端	時計・掛時計	床下~中心	1,500
	引込閉器	床下~上端		子時計	1,500
	警報器	床下~中心		掛時計スピーカ	1,500
電	分電盤	床下~中心	表	壁掛形モニター	1,300
	タンブラスイッチ	(上端1,900以下)		表示盤	(天井高)×0.9
	"(身障者用)	"		壁付発信器	1,300
	コンセント(一般)	"		ベル	(天井高)×0.9
	"(和室)	"		プザン	(天井高)×0.9
	"(便所等)	"		押ボタン	1,300
	"(台上)	台上~中心		"(身障者用押印)	900
	ブラケット(一般)	床下~中心		身障者用表示灯	2,000
	"(講壇)	"		復帰ボタン	1,800
	"(鏡上)	鏡縁~中心		インテント	1,500
避難口誘導灯	床下~下端	ハン	1,100		
廊下通路誘導灯	床下~上端	1,000以下	壁付インターホン	1,500	
動	壁掛形制御盤	床下~中心	ハン	1,100	
	手元開閉器	(上端1,900以下)	ハン	300	
	操作スイッチ・押ボタン	"	ハン	150	
電力	機器収容箱	床下~中心	ハン	(天井高)×0.9	
	アウトレット	"	ハン	300	
	"(一般)	"	ハン	150	
	"(和室)	"	ハン		
	テレビ共同受信機	"	ハン		
電	室内端子盤(廊下・室内)	床下~下端	火	受信機	800~1,500
	中間端子盤(EPS・電気室)	床下~中心		副受信機	800~1,500
	集合保安設備	"		機器収容箱	800~1,500
	壁付アウトレットボックス(一般)	"		発信器	800~1,500
話	ボックス(和室)	"	ベル	(天井高)×0.9	
	消火栓表示灯	"	消火栓表示灯	(天井高)×0.8	

## 伊那市

<b>工事名</b> 令和7年度 東部中学校給食調理場 ベレットボイラー設置工事	年月日 R.7.3.21
<b>図面名称</b> 電気設備工事特記仕様書	図面番号 E-01



電線ケーブル	配管サイズ	自	至	備考
EM-CE5.5 <sup>□</sup> -4C	—	給食棟電灯盤	ペレットボイラー制御盤	電灯幹線

電線ケーブル	配管サイズ	自	至	備考
EM-CET14 <sup>□</sup> /EM-IE5.5 <sup>□</sup>	G36	給食棟動力盤	ペレットボイラー制御盤	動力幹線
EM-CE5.5 <sup>□</sup> -4C	G22	給食棟電灯盤	ペレットボイラー制御盤	電灯幹線

電線ケーブル	配管サイズ	自	至	備考
EM-CET14 <sup>□</sup> /EM-IE5.5 <sup>□</sup>	F2-28	給食棟動力盤	ペレットボイラー制御盤	動力幹線
EM-CE5.5 <sup>□</sup> -4C	F2-24	給食棟電灯盤	ペレットボイラー制御盤	電灯幹線

電線ケーブル	配管サイズ	自	至	備考
EM-CET14 <sup>□</sup> /EM-IE5.5 <sup>□</sup>	G36	給食棟動力盤	ペレットボイラー制御盤	動力幹線
EM-CE5.5 <sup>□</sup> -4C	G22	給食棟電灯盤	ペレットボイラー制御盤	電灯幹線

【昇降口・図書館棟】

電線ケーブル	配管サイズ	自	至	備考
EM-CET14 <sup>□</sup> /EM-IE5.5 <sup>□</sup>	FEP40	給食棟動力盤	ペレットボイラー制御盤	動力幹線
EM-CE5.5 <sup>□</sup> -4C	FEP30	給食棟電灯盤	ペレットボイラー制御盤	電灯幹線

電線ケーブル	配管サイズ	自	至	備考
EM-CET14 <sup>□</sup> /EM-IE5.5 <sup>□</sup>	G36	給食棟動力盤	ペレットボイラー制御盤	動力幹線
EM-CE5.5 <sup>□</sup> -4C	G22	給食棟電灯盤	ペレットボイラー制御盤	電灯幹線

電線ケーブル	配管サイズ	自	至	備考
EM-CET14 <sup>□</sup> /EM-IE5.5 <sup>□</sup>	—	給食棟動力盤	ペレットボイラー制御盤	動力幹線